〇国立大学法人上越教育大学大型設備の調達仕様策定等取扱要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 令和5年3月23日

(趣旨)

1 この要項は、国立大学法人上越教育大学において大型設備(政府調達に関する協定が 適用される設備をいう。以下同じ。)の調達の仕様策定等を行う場合の取扱いについて 必要な事項を定める。

(適用範囲)

2 仕様の策定を行う大型設備の調達は、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)が適用される調達とする。

(委員会)

- 3 仕様の策定を行うため、当該大型設備の調達毎に仕様策定委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。
- 4 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、学長が委員の任務を明らかにした文書により委嘱するものとする。
 - (1) 大型設備を使用する部局(専攻・コース、附属図書館、学校教員養成・研修高度化センター、保健管理センター、情報メディア教育支援センター、心理教育相談センター、特別支援教育実践研究センター、附属学校及び課(監査室を含む。)をいう。以下同じ。)に所属する者1人以上
 - (2) 大型設備を使用する部局以外の部局に所属する者又は他大学等の者で、学長が必要と認める者若干人
 - (3) 特命課長 (調達・決算担当) 又は学術情報課長
- 5 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選によって委員長を選出する。
- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員会は、開催の都度、議事要旨を作成するものとする。

(調査・検討)

- 8 委員会は、仕様の策定に当たり、次の各号に掲げる事項について調査・検討するものとする。
 - (1) 大型設備の関係資料等の収集に関すること。
 - (2) 教育研究上の目的と大型設備の機能及び性能等との関連に関すること。
 - (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。
- 9 委員会は、調査・検討に当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 関係資料等の収集に当たっては、幅広く、かつ、公平に行うこと。
 - (2) 仕様は、教育研究上の必要性に配慮しつつも、可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるように努めること。

(仕様の決定)

10 委員会は、策定した仕様の原案について、可能な限り、公平に多数の供給者から説明会等により意見を聴取した上で、仕様を決定するものとする。

11 委員会は、仕様の策定の過程において、機種が特定されることが想定される場合は、 別記第1号様式の機種選定理由書によりその理由を学長に提出し、承認を得なければな らない。

(報告)

12 委員会は、仕様を決定したときは、別記第2号様式の仕様報告書に議事要旨等の関係書類を添付して、学長に報告するものとする。

(委員会の解散)

13 委員会は、前項の報告後、解散するものとする。

(事務の処理)

14 委員会に関する事務は、調達担当課において処理する。

(技術審査)

- 15 国立大学法人上越教育大学会計規則(平成16年規則第16号)第6条第1項第3号に規定する会計機関(以下「調達役」という。)は、応札者が供給しようとする大型設備が委員会で決定された仕様の条件を満たしているか否かを技術的に審査(以下「技術審査」という。)するものとする。
- 16 技術審査は、応札者から提出された書類等に基づき行うほか、応札者から十分な説明 を受けて行うものとする。

(技術審査職員)

- 17 調達役は,前2項の技術審査を実施するため,技術審査を行う者(以下「技術審査職員」という。)を複数任命しなければならない。
- 18 技術審査職員には、原則として委員会の委員であった者を充てないものとする。
- 19 技術審査職員は、技術審査の結果を文書により調達役に報告するものとする。 (通知)
- 20 調達役は、技術審査の結果、不合格となった応札者に対し、その理由を付して文書により通知するものとする。

(大型設備の調達以外の取扱い)

21 大型設備の調達以外の調達であって、契約予定価格が300万円を超える調達の取扱いは、この要項に準ずるものとする。ただし、委員会の開催及び議事要旨の提出は要しないものとする。

(その他)

22 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日)

- この要項は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成27年3月24日)
- この要項は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成30年3月23日)
- この要項は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(平成31年3月27日)
- この要項は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和2年3月24日)
- この要項は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和5年3月23日)
- この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第11項関係)

機種選定理由書

年 月 日

上越教育大学長 殿

仕様策定委員会委員長

国立大学法人上越教育大学大型設備の調達仕様策定等取扱要項第11項の規定に基づき,下記のとおり機種を選定しましたので報告します。

記

- 1 選定設備等名・規格及び数量
- 2 必要理由 (研究・教育等の関連性)
- 3 選定の理由
- 4 カタログ等 別添のとおり

(注) 仕様策定委員会委員長氏名の記入は,署名(本人自署) 又は記名押印のいずれかとする。

別記第2号様式(第12項関係)

仕 様 報 告 書

年 月 日

上越教育大学長 殿

仕様策定委員会委員長

国立大学法人上越教育大学大型設備の調達仕様策定等取扱要項第12項の規定に基づき,下記のとおり報告します。

記

- 1 設備等名及び数量
- 2 機能及び性能等
- 3 研究・教育等の関連性
- 4 仕様内容 別添のとおり
- 5 添付書類 議事要旨

(注) 仕様策定委員会委員長氏名の記入は,署名(本人自署) 又は記名押印のいずれかとする。